

裁判所

NAVI ナビ

東京都千代田区隼町4-2
最高裁判所事務総局

(写真及びイラスト以外の転載は自由です。)

このパンフレットは再生紙を使用しています。

裁判所って
どんなところ？

最高裁判所大法廷



平成12年4月撮影

私たちの生活と裁判所

私たちは、毎日、社会生活のルールに従って生活しています。そのようなルールとしては、国民の代表者によって作られる法律や個人の間での取り決めである契約けいやくなどがあります。しかし、ルールを作っても、守られなければ何にもなりません。ルールが守られないことによって生じる紛争ふんそうを公平適正に解決する役割を果たしているのが裁判所です。

また、裁判所は、罪を犯した疑いで起訴きそされた人について、適切な手続に従って、有罪か無罪か、有罪のときにどのような刑罰けいばつを科すべきかを決定します。

このように、裁判所は、公平な裁判を通して、不法な侵害しんがいから私たちの権利と自由を守り、社会の正義を実現しているのです。

わが国の裁判所制度

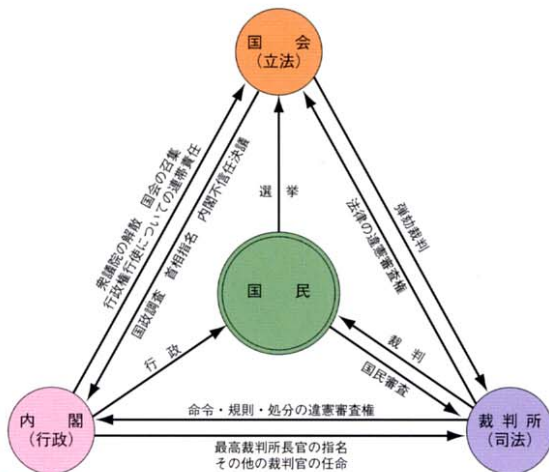
■日本国憲法の制定

日本国憲法は、昭和21年11月3日に公布され、翌22年5月3日から施行されました。

日本国憲法では、基本的人権の尊重と国民主権の原則のもとに、三権分立制度が確立され、裁判所は、国会や内閣から完全に独立した司法権の主体となりました。さらに、裁判所には、法律等が憲法に違反しているかどうかを判断する違憲審査権が与えられました。

■三権分立

三権分立制度とは、国の立法権、行政権、司法権をそれぞれ独立した機関に分け与えることによって、一つの機関に権力が集中して、濫用されるおそれをなくするための仕組みのことです。



■三審制

裁判所には、最高裁判所、高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所、簡易裁判所の5種類があり、役割分担がされています。

事件の内容によって、簡易裁判所か地方裁判所あるいは家庭裁判所で最初の裁判（第一審）が行われます。その裁判に納得がいかなないときは、上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第二審）。その裁判に憲法の違反があるときなどには、さらに上級の裁判所に不服を申し立てることができます（第三審）。最高裁判所は、終審の裁判所ですから、その裁判は最終のものとなります。

■裁判所の種類

最高裁判所	大法廷（1） （15人の合議制）	小法廷（3） （各5人の合議制）
	高等裁判所の裁判に対してされた不服申立て（上告等）を取り扱う最上級、最終の裁判所です。	

上告

上告

特別抗告

高等裁判所		（3人の合議制）
【本庁 8（支部 6）】 東京、大阪、名古屋（金沢）、 地方裁判所、家庭裁判所、簡易 東京、大阪、名古屋（金沢）、 不広島（岡山・松江）、福岡 裁判所の裁判に対してされた不 服申立て（控訴等）を取り扱い ます。 札幌、高松		

控訴

上告

控訴

刑事

抗告

地方裁判所		（1人制または3人の合議制）
【本庁 50】 都道府県庁のある47か所のほか 函館、旭川、釧路の3か所 【支部 203】	民事事件、刑事事件の第一審を簡易裁判所と分担して取り扱います。	

家庭裁判所		（1人制または3人の合議制）
【本庁 50】 都道府県庁のある47か所のほか 函館、旭川、釧路の3か所 【支部 203】 【出張所 77】	家事事件、少年事件などを取り扱います。	

控訴

民事

簡易裁判所		（1人制）
【438か所】	争いとなっている金額が比較的少額の民事事件と比較的軽い罪の刑事事件のほか、民事調停も取り扱います。	

いろいろな裁判

民事裁判

貸したお金を返してくれないなど私たちの日常生活に起こる法律上の争いを判断して、解決するのが民事裁判です。

民事裁判は私たちの^{うった}訴えの提起により開始します。訴えた方を原告、訴えられた方を被告といい、弁護士を代理人とすることができます。裁判官は、法廷で、双方の言い分を確かめ、証拠を調べた上で、法律に照らし判決を言い渡します。

また、お互いに譲り合っ^{ゆず}て円満解決するために裁判官や調停委員の仲立ちで、話し合いによる争いの解決を図る「和解」や「調停」の手続もあります。



民事単独法廷

1 裁判官 2 裁判所書記官 3 廷吏 4 原告代理人 5 被告代理人



ラウンドテーブル法廷

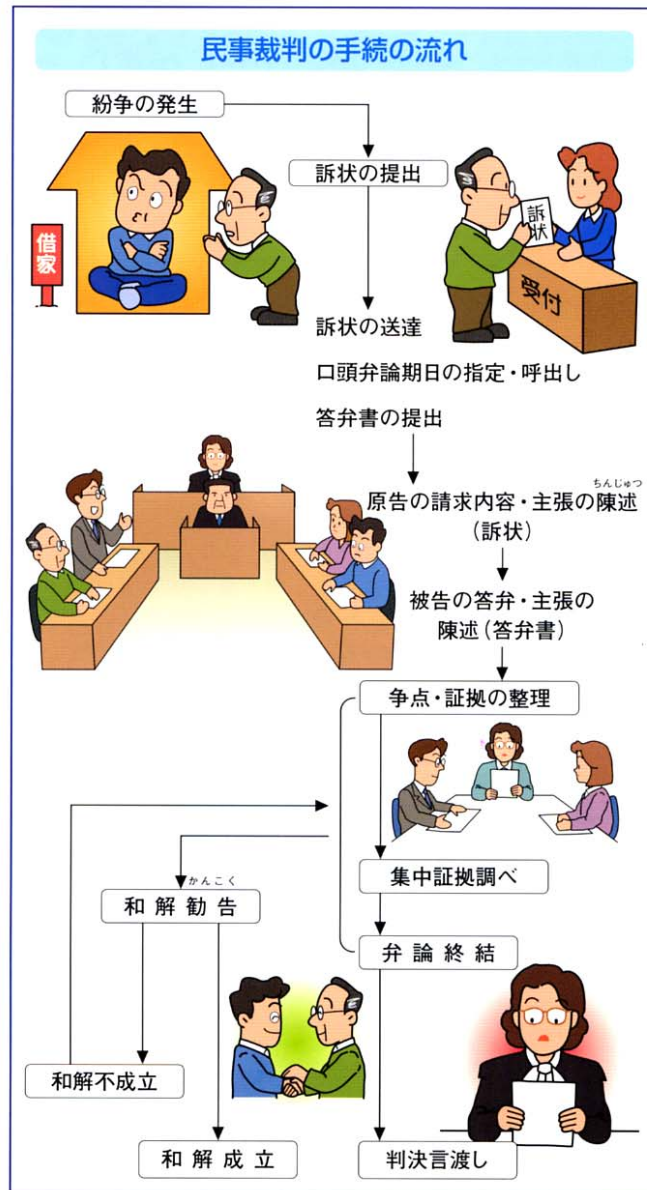
民事裁判では、裁判官と当事者が丸形のテーブルを囲んで着席することのできる「ラウンドテーブル法廷」も利用することができます。裁判官も当事者も、お互いにリラックスした雰囲気(ふんいき)で話することができます。

また、簡易裁判所では、30万円以下のお金の支払を求め、少額訴訟という手続があります。これは、当事者にとってなるべく少ない負担で早く

簡易にトラブルを解決することを目的とした手続で、原則として、1回の期日で審理を終え、すぐに判決を言い渡すこととされています。この手続では、よくラウンドテーブル法廷が使用されています。

行政訴訟

民事裁判の一種に、行政訴訟があります。行政訴訟は、国や地方公共団体などの行政機関が法律に違反することを^{とが}して、国民の権利を損なった場合などに、その誤りを正すための裁判手続です。



■刑事裁判

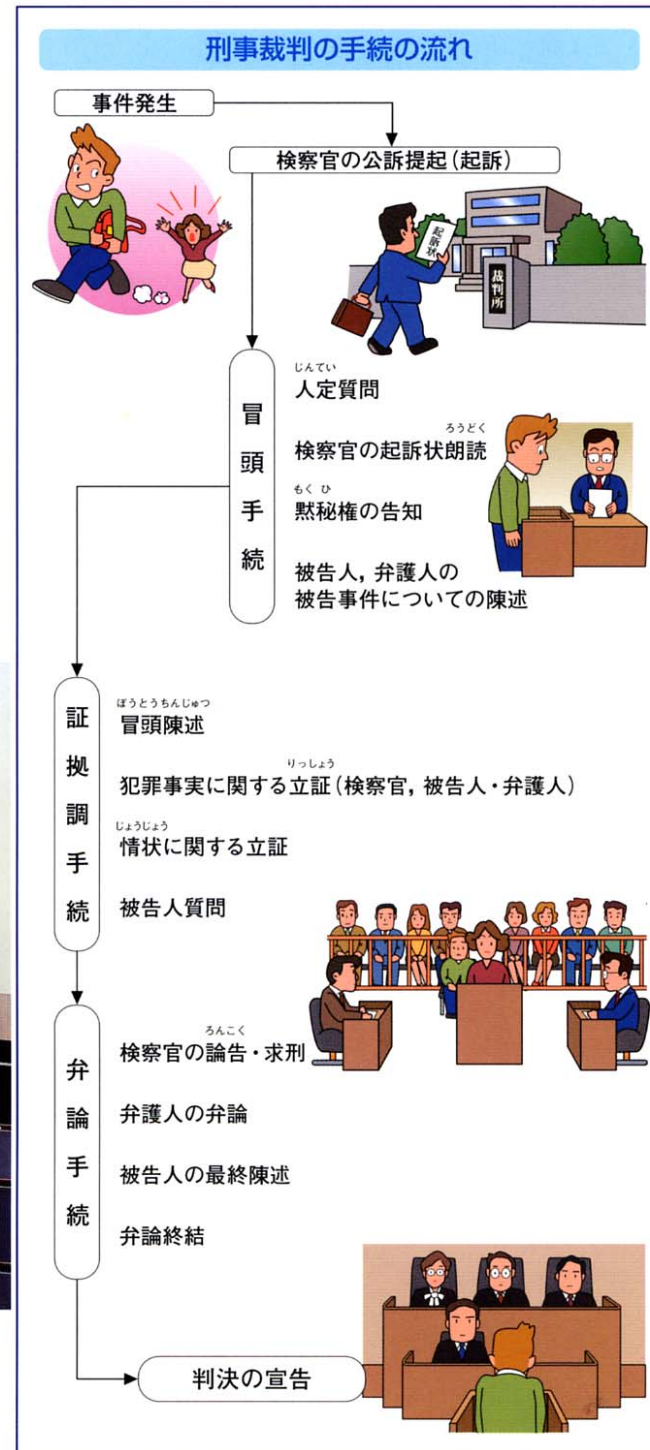
例えば、どこかの家に泥棒どろぼうが入って、お金や物が盗ぬすまれたとしましょう。警察官は、こうした犯罪せうざきを捜査し、ある人を犯人だと判断すると、検察官に報告します。検察官は、さらに捜査し、処罰しよばつを求める必要があるということになれば、その人を裁判所に起訴きそします（公訴の提起）。

裁判所では、検察官と起訴された人（被告人）やこれを弁護する弁護人の言い分をよく確かめ、それぞれの側から出された証拠を調べ、被告人が本当に犯人であるかどうかを判断します。犯人ではない、あるいは、犯人であるとの確信を持ってない場合、被告人に無罪の判決を言い渡しますが、犯人に間違いないということになれば、被告人に有罪の判決をし、刑を言い渡します。



刑事合議法廷

1 裁判官 2 裁判所書記官 3 裁判所速記官 4 廷吏
5 検察官 6 弁護人 7 被告人



■家事審判・家事調停

家事審判・家事調停は、夫婦や親子関係などの争いを解決する手続です。このような争いの解決には、特に打ち解けた雰囲気の中で、できる限り他人には知られないように手続が進められることが大切ですから、家庭裁判所において、和やかな非公開の手続で行われます。

審判では、未成年者の養子縁組の許可や後見人の選任というような事件について、裁判官が事情を調べて適切な判断を下します。離婚、扶養、遺産分割のような夫婦や親族間の問題は、主として調停が行われ、裁判官や調停委員が当事者や関係者の言い分をよく聴き、事情を調べた上、納得のいく、公平で妥当な解決ができるようあっせんします。



家事調停

- 1 裁判官 2 調停委員
3 家庭裁判所調査官
4 裁判所書記官 5 当事者

■少年審判

家庭裁判所では、非行少年、つまり罪を犯した少年や罪を犯すおそれのある少年などについて、調査、審判をします。調査や審判は、保護者にも出席を求めて、非公開の手続で和やかな中にも少年の更生を願って、相応の厳しさのある雰囲気のもとに行われます。ここでは、その少年が本当に過ちを犯したかどうかということだけではなく、どうしてそのような過ちを犯した

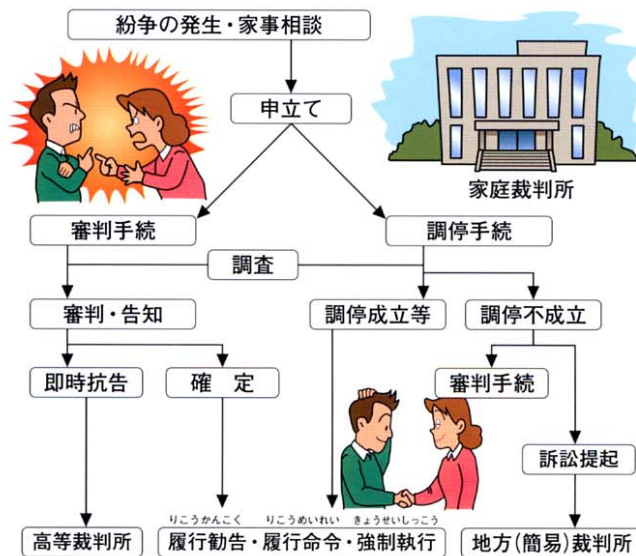
かという事情もよく調べた上で、再び過ちを犯さないよう、本人にとって最も適した措置が決められます。



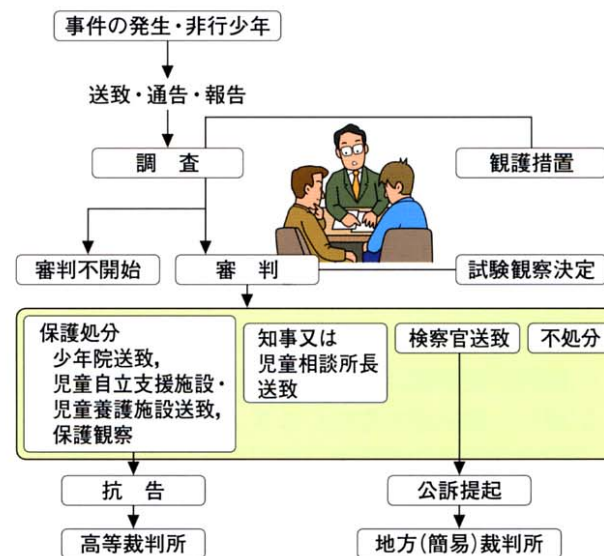
少年審判

- 1 裁判官 2 裁判所書記官
3 家庭裁判所調査官
4 廷吏 5 少年 6 保護者 7 付添人

家事事件の手続の流れ



少年事件の手続の流れ



たずさ 裁判に携わる人々

裁判官

裁判官に任命されるためには、まず、司法試験に合格し、司法修習生として一定期間修習することが必要です。この修習を終え、もう一度試験に合格すると初めて裁判官、検察官、弁護士になる資格を取得するのです。裁判官は、この資格のある人の中から任命されます。もっとも、簡易裁判所の裁判官は、そのような資格がなくても、その職務に必要な学識経験があれば、任命されることがあります。

最高裁判所の裁判官は、15人のうち少なくとも10人は法律専門家でなければなりません。最高裁判所の果たす重要な使命から、識見しきけんの高い立派な人で、法律のことをよく知っている人であれば、法律専門家でない人も、任命することができることになっています。

裁判所職員

裁判所には、裁判官のほかに、裁判の仕事に携わる人として、裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの職員がいます。

裁判所書記官は、法廷に立ち会い、裁判の手續や証言を記録する調書を作成したり、法令や判例を調査したり、裁判手續が円滑えんかつに進行するように、弁護士、検察官、当事者と打合せをしたりします。

裁判所速記官は、法廷での発言内容を速記で記録し、速記録を作成します。

家庭裁判所調査官は、家庭裁判所で、離婚などの家事事件に関する調査を行ったり、少年事件について、少年が非行に至った動機、原因、

生育歴、性格、生活環境などの調査をします。

裁判所事務官は主に、裁判所の庶務、人事、会計などの仕事をしています。裁判所事務官の中にも、廷吏のように、法廷での審理をスムーズに行うために、審理が始まる前の準備をしたり、証人尋問の手續の補助をしたりする人もいます。

執行官は、財産の差押えや家の明渡しをするなど裁判で命じられたことが行われないうちに、その内容を強制的に実現することを主な仕事としています。

調停委員

調停委員は、豊富な知識経験を持つ人格識見の高い市民の中から選ばれ、裁判官とともに調停委員会のメンバーとして、調停による紛争の解決に当たっています。

調停は、民事、家事に関する様々な種類の紛争について行われ、調停委員の経験と良識は、紛争の実情に合った適切な解決案を示して当事者間の歩み寄りを促し、円満な解決をするのに大きく役立っています。

司法委員・参与員

司法委員と参与員は、良識のある市民の中から選ばれます。司法委員は、簡易裁判所の民事事件について、裁判官が和解を勧めるときに裁判官の補助をしたり、審理に立ち会って意見を述べたりします。

また、参与員は、家庭裁判所が、氏名の変更、扶養、財産分与などについて家事審判を行う際、これに立ち会って、意見を述べたりします。

Q & A

Q. 裁判は何人の裁判官で行われるの？

A. 実際に、何人の裁判官で裁判をするのかは、裁判所の種類によって違います。簡易裁判所では、1人の裁判官が裁判をします。地方裁判所と家庭裁判所では、事件によって、1人の裁判官で裁判をする場合と3人(大規模な民事事件については5人)の裁判官で裁判をする場合があります。高等裁判所では、3人の裁判官で裁判するのが通常です。最高裁判所では、法律などが憲法に合っているかどうかを裁判する場合や、特に重要な問題について裁判をする場合には、15人の裁判官全員による大法廷(定足数9人)で、そのほかの場合は5人の裁判官による小法廷(定足数3人)で裁判することになっています。

Q. 全国に裁判官は何人いるの？

A. いろいろな種類の裁判所の裁判官をすべて合わせると、全国には、約3,100人の裁判官(うち、女性は、約380人)がいます。(平成14年4月現在)

Q. 法服の色はどうして黒なの？



裁判官の法服

A. 法服の色は、大審院(戦前の最上級裁判所)の時代から黒色とされています。法服は、厳粛に秩序正しく手続が行われなければならない法廷において、人を公正に裁くべき者の職責の厳しさを象徴するものとしてその着用が義務付けられているものです。黒色とされたのは、黒色が他の色に染まることはないという点で、公正さを象徴する色として最適なものであると考えられたためといわれています。

Q. 裁判所職員のバッジはどのようなものなの？

A. 裁判所職員のバッジは、八咫の鏡をかたちどり、中心に裁判所の「裁」の字を浮かした形をしています。鏡が非常に清らかで、はっきりと、曇りなく真実を映し出すことから、八咫の鏡は、裁判の公正を象徴するものと言われています。



裁判官のバッジ

Q. 裁判にはどのくらいの時間がかかるの？

A. 裁判にかかる時間はその事件によってさまざまです。一概には言えませんが、事件を受け付けてから決着が付くまでの期間の平均は、民事裁判では、地方裁判所で8.5月、簡易裁判所で2.0月、刑事裁判では、地方裁判所で3.3月、簡易裁判所で2.3月となっています。(平成13年の司法統計による)

Q. 裁判所のことについてもっと知りたいのですが…。

A. 裁判所では、裁判所について、より詳しく知っていただくためにホームページを設けています。このホームページでは、裁判所の組織や手続の紹介といった一般的な事項から最高裁や各地の裁判所の判決、司法統計などの専門的なものまで、幅広い情報を提供しています。

アドレスは

<http://www.courts.go.jp/>

です。

アクセスをお待ちしております。